

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	長野県 池田町

池田町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 池田町振興課 農政係
所在地 北安曇郡池田町大字池田 3203-6
電話番号 0261-62-3127
F A X 番号 0261-61-1145
メールアドレス nousei@town.ikeda.nagano.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、カラス、カワウ、ゴイサギ、チュウサギ、アオサギ、キツネ、スズメ、ドバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カルガモ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	池田町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	イモ、豆、果樹、野菜	0.7ha 152千円
イノシシ	イモ、野菜、水稻	0.6ha 187千円
ニホンジカ	麦、豆、果樹	0.4ha 163千円
ハクビシン等	果樹、野菜	被害なし
カラス等	水稻、野菜、果樹	0.3ha 77千円
カワウ・サギ等	淡水魚、水稻	0.2ha 55千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

主にはイノシシやニホンジカ、ニホンザルによる踏み荒らし、掘り返し、食害等が発生している。特に当町には全くいなかったニホンザルは、大町市から平成18年度から移動して被害を及ぼしている。

被害地域について、中山間地域はもとより、住宅地により近い場所でもイノシシやニホンザル、ハクビシン等による被害が目立つようになってきた。鳥獣の出没の一因として里山の荒廃化が考えられるが、鳥獣による農作物被害が農家の生産意欲の低下につながり耕作放棄地が増加することにより、さらなる荒廃化をもたらす鳥獣の出没の増加につながるという悪循環に陥ることが懸念される。

この他に、商店街・住宅街を中心に電線や家屋等へカラスが数百羽とまり峙（ねぐら）とするようになり、深刻な糞害をもたらす、騒音と併せ生活環境に被害を及ぼしている。

また、カワウ・サギ等による漁業被害があり、当町だけでなく周辺市町村にも被害を及ぼしている。養魚場付近での営巣・糞害も起きている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
ニホンザル	0.7ha 152千円	0.5ha 130千円
イノシシ	0.6ha 187千円	0.4ha 144千円
ニホンジカ	0.4ha 163千円	0.4ha 163千円
ハクビシン等	被害なし	被害なし
カラス等	0.3ha 77千円	0.3ha 75千円
カワウ・サギ等	0.2ha 55千円	0.2ha 55千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊の編成 ・ライフル射撃場整備支援 ・ホンザル他捕獲檻の設置 ・捕獲機材の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化等による捕獲従事者の減少 ・捕獲、駆除した鳥獣の処理 ・重厚な檻の設置や移動 ・捕獲後の処分方法の簡易化
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・電柵実施の個人への補助 ・緩衝帯整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の維持管理 ・過疎高齢化集落の存在 ・鳥獣の移動や生息等の把握 ・鳥獣出没時の連絡体制強化

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>関係機関、被害農家、近隣市町村が情報を共有し鳥獣害防止のための共通認識を持つことにより効果的な捕獲、追払い体制を構築し、各地域の実情および鳥獣の動向に応じ、連携して総合的な鳥獣害防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の出没状況の迅速な把握と連絡体制の整備

- ・ 効果的な捕獲、個体数調整の実施
- ・ 緩衝帯、里山の適切な管理、放任果樹の除去等、鳥獣を寄せ付けない環境の整備
- ・ 捕獲、追払いの担い手育成
- ・ 鳥獣の生息状況の調査
- ・ 鳥獣害防止のための啓発と地域ぐるみの追払いの実施

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会を対象鳥獣捕獲員として任命し、銃及び檻、わな等の捕獲機材により有害鳥獣の捕獲、個体数調整を進める。
 猟友会員の減少、高齢化に対応するため、被害農家を中心にして狩猟免許（わな）の取得を促進し、また、集落間の連携体制を確立し、効果的な捕獲の実施を図る。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	全鳥獣	<p>ニホンジカ、イノシシ、カワウ・サギなどの鳥獣については狩猟免許所持者の猟友会により銃による個体数調整を進める。特に動向の把握が容易な冬季間に集中しての捕獲を推進する。</p> <p>ニホンザルについては、引き続き追払い器具を整備するとともに、首輪などにGPS装置を装着させ、ニホンザルの生態・行動把握に努める。</p> <p>ニホンザル、ハクビシンなど小型の鳥獣は簡易に移動させることが可能な小型の檻を作成及び購入し、檻による捕獲を実施する。</p> <p>カラスは動向調査により出没状況を把握し、近隣市町村と連携しながら檻による捕獲を実施する。</p>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
これまでの捕獲実績及び狩猟期の動向、隣接市町村からの情報を参考にし、関係機関と協議して捕獲数を決定する。 なお、ニホンザルについては、特定鳥獣保護管理計画に基づき、生息状況、被害状況等を考慮し、捕獲数を定める。また、ニホンジカについては特定鳥獣保護管理計画に基づき、積極的な捕獲を進める。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	20頭	20頭	20頭
イノシシ	40頭	40頭	40頭
ニホンジカ	50頭	50頭	50頭
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
タヌキ	15頭	15頭	15頭
アナグマ	15頭	15頭	15頭
キツネ	15頭	15頭	15頭
カラス	50羽	50羽	50羽
スズメ	50羽	50羽	50羽
ドバト	50羽	50羽	50羽
ムクドリ	50羽	50羽	50羽
ヒヨドリ	50羽	50羽	50羽
カルガモ	30羽	30羽	30羽
カワウ	30羽	30羽	30羽
チュウサギ	10羽	10羽	10羽
アオサギ	10羽	10羽	10羽
ゴイサギ	10羽	10羽	10羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
イノシシやニホンジカは銃による個体数調整を推進。被害農地付近ではくくり罠による捕獲を実施する。 ニホンザル、ハクビシン等は簡易に移動できる大きさと軽さの箱檻を整備し、貸与して捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
池田町一円	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ニホンザル	—	—	—
ニホンジカ			
イノシシ			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	全鳥獣	<p>有害鳥獣の動向や鳥獣被害防止のための知識の習得と啓発に努める。専門機関と連携し、鳥獣の動向調査を行う。</p> <p>緩衝帯及び森林整備の推進や未収穫農産物や放任果樹の除去等により有害鳥獣を近づけさせないようにする。</p> <p>追払い器具を整備し、貸与して、集落が自ら追払いをできる体制づくりを積極的に推進する。</p> <p>ニホンザル出没通報システム、追払い用具を活用し、出没状況把握に努め、また、整理伐や下草刈りなどの緩衝帯整備によりサル出没を防止する</p>

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

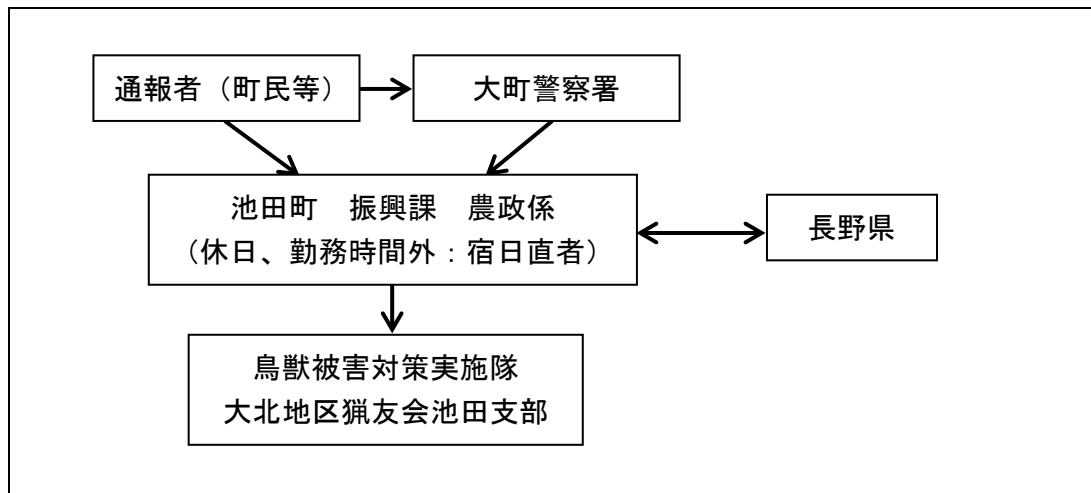
関係機関等の名称	役割
長野県	<p>関係機関との連携</p> <p>個体数調整許可の迅速な対応</p> <p>麻酔銃等が必要な場合の応援体制</p>
大町警察署	<p>関係機関との連携</p> <p>人身に対する退避等安全措置の実施</p>
池田町	<p>関係機関との連携</p> <p>地域住民への注意喚起及び安全措置の実施</p> <p>鳥獣被害対策実施隊への出動命令</p>
鳥獣被害対策実施隊	<p>迅速な捕獲の実施</p> <p>パトロールの実施</p>
大北地区猟友会池田支部	<p>迅速な捕獲の実施</p> <p>パトロールの実施</p>

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は適切な方法により殺処分とする。
その後処理については自家消費か焼却、埋設するものとする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	池田町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
池田町	池田町の鳥獣被害対策について全般的な管理を行う。
北アルプス地域振興局	管轄部門の鳥獣被害対策の情報提供、事業実施の指導を行う。
大北地区猟友会池田支部	被害状況把握と有害鳥獣捕獲に従事する
大北農業協同組合	情報の提供、被害の報告、必要な対策等を提言する。
池田町農業委員会	情報の提供、被害の報告、必要な対策等を提言する。
被害農家代表	情報の提供、被害の報告、必要な対策等を提言する。
被害地区自治会長	情報の提供、被害の報告、必要な対策等を提言する。
鳥獣保護員	鳥獣の生態等の専門的立場で被害防止対策に助言を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長野県有害鳥獣被害対策チーム	有害鳥獣の生息状況等についての情報提供。広域的な捕獲、追払い体制構築への指導、助言
信州大学 農学部	被害農家、集落、捕獲従事者への鳥獣の知識の普及、啓発のための講習会の講師

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

池田町職員及び猟友会からの推薦者を鳥獣被害対策実施隊として設置
隊員：23名（R4.3時点）

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

定期的に協議会開催をする

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。